

第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン策定について

1. 目的

本市は平成 17 年度より、子どもに関する総合計画として「夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」を策定し、市民をはじめ、様々な関係機関と協働・連携して地域における子ども・子育て支援の推進に取り組んできた。

令和6年度に第4次プランの計画期間が終了するため、新たに令和7年度から 11 年度までの5年間を計画期間とする第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プランを策定する。第5次プランは、こども基本法第 10 条第2項に基づく市町村こども計画として位置づけられ、子ども・子育て支援法に基づく市の子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市の行動計画などを内包するものとする。また、市民意向調査の実施にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握と分析を含むものとする。

合わせて、同時期に策定中である本市の長期総合計画前期基本計画（計画期間：令和 7 年度～11 年度）等との整合性に留意するものとする。

2. 計画の概要（イメージ）

第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン （令和7年度～令和11年度）

- ・こども基本法に基づく市町村こども計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく市の子ども・子育て支援事業計画
- ・児童福祉法に基づく市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）
- ・「健やか親子 21（第3次）」を基本とした母子保健計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村子どもの貧困対策計画

↑ 整合・調和 ↓

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| ・第6次地域保健医療計画 | ・第3次発達支援計画 |
| ・第5次地域福祉計画 | ・第4次特別支援教育実施計画 |
| ・第7次障害者計画 | ・第7次生涯学習推進計画 |
| ・第7期障害福祉計画・立川市第3期障害児福祉計画 | ・第5次子ども読書活動推進計画 |
| ・第4次学校教育振興基本計画 | ・第3次スポーツ推進計画 |
| ・第8次男女平等参画推進計画 | その他、子ども、子育て支援、貧困に関する事項を定めた計画 |

3. 策定スケジュール(案)

- 令和5年度 市民意向調査
- 令和6年度 素案決定、パブリックコメント実施
- 令和7年度 原案決定、計画書印刷・配布

4. 市民意向調査の実施について → 資料2、資料3、資料4

前回(平成 30 年度)の調査内容、調査方法を基本とし、国の手引きに基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及びニーズ調査」を含むものとする。

市独自の設問については、子どもの成長に伴う保護者の悩みなどの変化、また同じ設問に対する親子間の認識の違いなどを知るため、様式間で共通の設問も設定する。この他、「子どもの貧困」、「ヤングケアラー」、「子どもの権利」についての認知度を問う設問を設定する。